

自賠責保険の取扱いに係る特別措置のご案内

令和 8 年熊本地震による被害に伴い、国土交通省より、自動車検査証の有効期間が伸長される旨の発表がありました。

<2026 年 8 月 28 日発表>

[自動車検査証の有効期間を伸長します\(再伸長\)\(国土交通省九州運輸局 ホームページ掲載\)](#)

これに伴う自賠責保険の特別措置の内容は以下のとおりです。

【1.伸長対象の地域】

【熊本県】
熊本県全域

【2.対象の契約】

◆検査対象車

対象契約
自動車検査証の有効期間の満了が 2026 年 7 月 29 日から 2026 年 9 月 30 日までの自動車に付保された契約のうち、保険期間の終期が 2026 年 7 月 30 日から 2026 年 10 月 1 日までの保険契約

◆検査対象外車

対象契約
保険期間の終期が 2026 年 7 月 29 日から 2026 年 10 月 1 日までの保険契約

【3.特別措置の内容】

対象		使用の本拠地	車検期間の伸長	手続猶予	払込猶予
検査対象車	○災害救助法適用地域内に居住する契約者	伸長対象地域内	有	○ (2026 年 10 月 1 日まで)	○ (2027 年 1 月 31 日まで)
	○今回の災害で被災された契約者				
	○今回の災害で被災した保険会社、代理店・扱者の取扱う契約者	伸長対象地域外	無	×	○ (2027 年 1 月 31 日まで)
	○今回の災害の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員				
検査対象外車	○その他弊社が適用妥当と判断する者	伸長対象地域内	有	○ (2026 年 10 月 1 日まで)	○ (2027 年 1 月 31 日まで)
	上記以外				
		伸長対象地域外	無	×	×
検査対象外車	○災害救助法適用地域内に居住する契約者	—	—	○ (2026 年 10 月 1 日まで)	○ (2027 年 1 月 31 日まで)
	○今回の災害で被災された契約者				
検査対象外車	○今回の災害で被災した保険会社、代理店・扱者の取扱う契約者	—	—	×	×
	○今回の災害の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員				
検査対象外車	○その他弊社が適用妥当と判断する者	—	—	×	×
	上記以外				

本措置の適用をご希望のお客さまは、ご契約の取扱代理店または弊社担当窓口にお問い合わせください。

以 上